

学校園内での感染防止対策の強化について

1 考え方

- (1) 接触機会を減らす
特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する
- (2) マスクを外す活動を制限する
- (3) 期間は令和4年1月19日（水）～令和4年1月31日（月）とする

2 教育活動

- (1) 県外での活動は行わない
なお、計画済みの行事については、感染防止対策を徹底する
- (2) 保護者等を学校園内に入れる行事（※進路指導は除外）は行わない
（学校園外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校園の判断とする）
必要ならオンラインも検討する
- (3) 修学旅行は、行き先の状況で実施の可否を判断する
（行き先で感染が発生した場合の対応を十分確認のうえ実施すること）
- (4) 期間は令和4年1月19日（水）～令和4年1月31日（月）とする

3 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う
- (2) 活動場所は原則、校内とする（下記※を除く）
- (3) 他校との合同練習、練習試合は行わない
- (4) 合宿等宿泊を伴う活動は行わない。ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限り可とする
- (5) 活動日及び活動時間は、「伊丹市中学校部活動に関する方針（改定版）」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する
- (6) 高校3年生は、感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止する
- (7) 期間は令和4年1月19日（水）～令和4年1月31日（月）とする

※高体連、中体連、各競技団体及び文化関係連盟が主催する公式試合、コンクール等で上位大会の予選となっている大会（上位大会につながらない大会や参加校のみで独自に企画された大会等は延期または中止を検討する）

参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること